

第三十三回  
国会

参議院風水害対策特別委員会会議録第七号

昭和三十四年十一月十日(火曜日)午前  
十時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君  
理事 船浦 鹿蔵君  
重政 庸徳君  
田中 一君  
成瀬 楠治君  
小平 芳平君  
向井 長年君  
森 八三一君

委員

秋山俊一郎君  
井上 清一君  
石谷 憲男君  
江藤 智君  
木村篤太郎君  
草葉 隆圓君  
古池 信三君  
小林 武治君  
小山邦太郎君  
斎藤 昇君  
西川甚五郎君  
山本 米治君  
吉江 勝保君  
米田 正文君  
大倉 精一君  
清澤 俊英君  
栗山 良夫君  
小酒井義男君  
羽生 三七君  
藤田藤太郎君  
大竹平八郎君

衆議院議員

伊藤よし子君  
松野 頼三君

政府委員

労働大臣 松野 頼三君  
労働省職業安定局長 百田 正弘君  
建設大臣官房長 鬼丸 勝之君

本日の会議に付した案件

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(郡祐一君) これより風水害対策特別委員会を開会いたします。

労働省関係の法律案について政府委員より補足説明を聴取し、質疑を行います。

まず失業対策事業に関する特別措置法案を議題といたします。補足説明を求めます。

○政府委員(百田正弘君) 先般労働大臣から今回の災害についての労働省がとつてきました措置並びに対策の概要を申し述べ、さらに前回の委員会におきまして提案理由の説明を申し上げた

わけでありました。ただいま議題になりました失業対策事業に関する特別措置法案につきましては、補足説明を申し上げたいと思ひます。

失業対策事業に関する特別措置法といたしましては、前回は説明がございましたように、今度の激甚災害を受けた地域におきます地方公共団体の財政の状況にかんがみまして、失業対策事業につきましても前回昭和二十八年にとりましてと同様の特例措置をとることにいたしました。その率といたしましては、この法律に書いてございまして、労働費について五分の四、資材費について二分の一、事務費について五分の四といたした次第でございます。その適用地域につきましては、本年の七月、八月の水害、八月、九月の水害、両者を適用の範囲に含めることにいたしましたわけでございます。

それからその補助の期間につきましては、法律におきましては、災害を受けた日から同年十月一日までの範囲内において政令で定める日から昭和三十三年三月三十一日までと、大体災害を受けた翌月から――これは前回と同様でございますが、本年度措置法案は三十四年度一ぱいということをご予定いたしておるわけでございます。なお、この政令で定める地域につきましては、現在政府部内におきましてまだこの基準がきまつておりませんので、早急にきめまして御報告申し上げると、こういふことになっていくわけでございます。

簡単でございますが、失業対策事業に関する特別措置法案の補足説明としては以上であります。

○委員長(郡祐一君) 以上で説明を終ります。

○藤田藤太郎君 失業対策事業の具体的な範囲や、それから人員把握の問題は、この前資料をいただいたあれだけじゃちょっとつかみにくいわけです。それはいつ時分でございますか。

○政府委員(百田正弘君) これはただいま申し上げましたように、政令で指定する地域とこれと関連をもつて参るわけでございます。われわれといたしまして一応の予想をいたしましては、先般資料をもつて提出をいたしておきましては、現在失業対策事業を被害激甚地において実施している、及び今後災害のために失業者が新たに発生するであろうというような両者について考へております。これが大体の見込みとしては二億円というふうに見込んでおりますが、具体的には政令で指定する地域、それで市町村並びに府県がきまるわけでございます。それによつて具体的にはやっておりますか。

○藤田藤太郎君 その政令というのは、この法律審議のときに出してもらえますか。

○政府委員(百田正弘君) この点につきましては、先般いろいろ御議論があつたようにございまして、われわれといたしましては早急にこれはきめて

やりませんと、一体どこが適用を受けるのかわからぬままになるということに適當ではございません。

○藤田藤太郎君 そこで、この二十八災と同じように、労働費の五分の四、資材費の二分の一、事務費の五分の四というふうな今度の法改正でなつてくる。今高額の補助で労働費その他の五分の四の施策をおやりになつてゐるわけですが、これは非常に地方の財源を助けてゐると思ひます。しかし今度の災害は一般のそれと違つて非常に地方財源が災害のために逼迫してゐる。非常にたくさん被害を受けておりますから、その他のところにも災害復興のために相当の地方自治体としては財源を確保しなければならぬ。だから私はここでやる今度のようなのは、二十八災がこうだったからということではなくして、全部国が負担をしてこういふ事業をやるといふことにされていいのじゃないか。そこで、この事業の予算を聞いて見ますと、非常に今のところじゃ少ない、国家予算の面から見ると何か一億か二億だと思ふ。だからこういふ事業をたとへば一〇〇%にしたらどのくらいになるか、私はまさか倍にもならないと思ふ。この間お聞きすると、六割五分か六割しかふえないというところでありました。そういうことならば、こういう費用は全部国家負担でやつてあげないで地方自治体が非常に困る、そういう工合に私は考えます。

○政府委員(百田正弘君) ただいまお話をうかがつて、金額補助にしたらどうか

というお話でございました。これはわれわれの方といたしましては、現在のところ昭和二十八年災と同様な措置にいたしておりますが、今度の災害を受けた所について考えます場合に、失業対策事業についてはすでに高率補助の制度がある、地方負担分については普通交付税で一定のものを見てやるというところになっております。従いまして失業対策事業だけ取り出して高率補助というところを考えると、これはそれ自体として理屈がないじゃないか、新たにふえるものだけでいいのじゃないかという考え方も実は一部にあるのであります。しかし今度の災害の場合に、全般的にその地方の災害復旧事業、あるいはその他のいろいろな復旧の事業をしなければならぬということ、その地方自治体自身が非常に財政負担が大きい、これも一つの補助事業としてやっておりますが、やはり地方財政全体としての負担力というのを考え合わせながらそれぞれをどうするかというところに政府としてはなっているわけでありまして、これだけを実は取り出していきますと、ほんとうに妙な議論になつて参るのであります。われわれの方としては、一応前回はこうであつた、だから少くともこまではということ、今度のものはやるといふことでやつております。

○藤田藤太郎君 その他のいろいろの分野における対策、復興というものはよくわかるのですけれども、結局この失業対策事業というのは復興事業をおやりになつてゐるのではありません、結局災害地における復興事業が中心になつてこの失業対策事業をやらなければ意味がないと思ひます。むしろ復興をやる源泉

です、努力を動員するといふ源泉であります、それだけが別に全額国庫負担がおかしいという議論は成り立たないので、むしろ努力をここに動員する源泉なんでありまして、それに対する今の失対事業の状態に特別なものをプラスするといふことですから、大した金額にもならないと思ひながら、そういう配慮ができないものか、私はそう思ひます。

○政府委員(百田正弘君) その点につきましては、そういう議論もあろうかと思ひますが、われわれといたしましては二十八年災に劣らないといふこと、まあ今回はやつてゐる段階でございます。

○小平芳平君 その失業対策事業に関する特別措置法案関係といふ、そういう関係の資料はこれ一枚じゃないですか、要するに経費が二億円かかるというだけ……それでこちらの法案の方は、だいたいどう分厚くはなつておりますけれども、結局国が補助する努力費五分の四、資材費二分の一、事務費五分の四、それだけしか内容がわからなないので、ただいまの藤田委員の御質問のような問題が当然起きてくると思ひますが、もう少し具体的に資料を御提出願ひたいと思ひます。

○政府委員(百田正弘君) これ以上の具体的な資料となりますと、大体この政令で指定する県、市町村がどこになるか、現在のワケはどのくらいか、それに要する費用は幾らかかといふような資料にならうかと思ひます。そこまでは現在政府内でも非常に急いでゐるわけでございますけれども、まだきまつておりませんので、その資料をつけれなかつたので、その見込みで出

したわけでございます。大体われわれが現在予想しておりますのは、愛知、岐阜、三重のほば全域、あるいは山梨、長野の一部地域、その他災害救助法の発動された一部地域といふようなところを考へまして、その推定をいたしてゐるわけでございます。その他、もう一つ災害のために新しく失業者が発生してゐる、これも各県からいろいろ報告も徴してあります。ただその地域におきましてどの程度の新しい規模になるかと申しますと、今度の予算でもあるいは救済土木事業等の実施も予定されてゐるわけでございまして、そうしたものの勘案できめていかなければならぬところも出て参ると思ひます。

現在われわれのところでも、一応どういふような地域で新しく失業対策事業をふやし、あるいは新しく新たに起こさなければならぬかといふような点、地方から受けた報告の見込みで出しているのが、今の二億の中に入つてゐるわけでございます。それ以上は、政令のあれを待ちまして、具体的に御説明申し上げたい、こゝろいふふりに思つております。

○森八三三君 私は労働問題はよくわかりませんが、しろうとの質問でございますので、そういうつもりで御答へを願ひます。政令が今もつてはつきり政府の方針が定まりませんために何してゐるといふことですが、この特別立法によつて措置される災害は七月、八月のすでに期間が相当経過してゐる地域にも適用される、そのことについて今もなお政令がきまつておらないといふことになりまして、市町村の当局なり都道府県の当局が、当然今回の改正法によつて高率補助の適用があるもの

と考へつつ実施をした結果、その地域が指定されないといふようなことになりました場合に、どういふ措置をなさるつもりなのか。これは非常に災害のために窮乏を起してゐる都道府県、市町村の財政の困窮状態から考へますと、その市町村なり都道府県の将来の運営の上に非常な大きな問題を投げかけてくると思ひますのであります。そういう点は一体どう考へてゐるのか。

○政府委員(百田正弘君) そういう事態を憂慮いたしまして、われわれも一日も早く政令の基準を作るといふことで努力をいたしてゐるわけでございますが、現在までのところ、各省ごとによつておりましたために、なかなかきまらないといふのが現状でございます。われわれといたしましては、その基準を作る場合におきまして、今言つた地方の実情も聞いてあります。今お話のございましたような事態が起らないように、そういうところは全部網がかぶつてくるようにいたしたいといふようなことでやつてゐるわけでございます。

また、地方のことは大体われわれも承知いたしておりますので、基準を作つた結果、それがほかかと抜けたといふようなことのないようにいたしたいと思ひます。

○森八三三君 まあそういう親切に考へていただくといふお気持はよくわかります。わかりませんが、政令がきまつた結果、そういうような措置をするのができないような地域が発生いたしました場合には、その目までの実施をした事業に対しては、都道府県なり市町村が独自の考へに基づいて実施をいたしました実施部分については、何

かこの特例法による助成を与えるといふようなことに措置されることが可能ですか。それでございせん、今あなたが希望のなことをおっしゃいます、規則、命令によつて範囲といふものがきまつてしまふ、それを越えて措置をするといふことは、諸般の規定その他からしておそらく不可能であらうと思ひます。他日検査院の検査等にも関連してゐる問題ですから、あなたも簡単に今そうおっしゃいます、で、実質上はできないのじゃないか、できないことを希望のにおしやつておつてもそれは困る、こゝろ思ひます。市町村なり都道府県が認定をして、自己の一方的な感覚によつて認定をして実施をしたものは全部網の中に入れてしまふといふことが可能かどうか、その点お答へを願ひたい。

○政府委員(百田正弘君) 特に今お話のありましたのは、災害のために失業者がよけい出て、新たに増ワケをすること、あるいは新たに失業対策事業を起さなければならぬといふようなところの問題にならうかと思ひます。そこで、そういうところはわれわれのところでは大体わかつてはおりますけれども、この政令指定の結果、そういうものが入つてこない、不幸にして入つてこないといふ場合を考へました場合には、これは現在失業対策事業につきましては、その市町村の財政と比べまして一定のワケ以上の失業対策事業をやつたところにつきましては、現在でもこれと同じ高率補助制度を持つておるわけでございます。それによつて、その基準によつてこれに対して当ては

なつてゐるわけでございます。これはわれわれの方といたしましては、現在のところ昭和二十八年災と同様な措置にいたしておりますが、今度の災害を受けた所について考えます場合に、失業対策事業についてはすでに高率補助の制度がある、地方負担分については普通交付税で一定のものを見てやるというところになっております。従いまして失業対策事業だけ取り出して高率補助というところを考えると、これはそれ自体として理屈がないじゃないか、新たにふえるものだけでいいのじゃないかという考え方も実は一部にあるのであります。しかし今度の災害の場合に、全般的にその地方の災害復旧事業、あるいはその他のいろいろな復旧の事業をしなければならぬということ、その地方自治体自身が非常に財政負担が大きい、これも一つの補助事業としてやっておりますが、やはり地方財政全体としての負担力というのを考え合わせながらそれぞれをどうするかというところに政府としてはなっているわけでありまして、これだけを実は取り出していきますと、ほんとうに妙な議論になつて参るのであります。われわれの方としては、一応前回はこうであつた、だから少くともこまではということ、今度のものはやるといふことでやつております。

めていく、こういうふうに考えていき  
たいと思います。

○森八三三君 そうすると、現在の規  
定によっても、ワク以上に失業対策事  
業を実施した場合には高率補助の適用  
の道があるとおっしゃれば、どうもし  
ろうとよくわかりませんが、こういう  
特例法を作る必要がないというよう  
にも解釈されるのじゃないですか。

○政府委員(百田正弘君) 現在の高率  
補助制度というものは、その地方の標  
準財政需要額に対して、失対事業  
が一定の率以上の失対事業を実施して  
いるというところにつきましては、現  
在もその一定の基準をこえる部分に  
ついてはこの高率の補助を適用する  
と、こういう形にやっております。

で、今度の場合におきましては、その  
基準のきめ方になると思いますが、ど  
ういう基準になるか、それが全く同様  
になれば、もう災害要素は全然入って  
こないということになってくると思ひ  
ます。その点が多少食い違ってくる  
と思います。一つの町村におきまして  
、そういうことのために失対事業のワク  
をふやすという場合には、非常にそれ  
で財政が苦しいという場合には、現在  
持っている高率補助制度によっても救  
い得る道はあり得るということをし  
上げたのであります。

○森八三三君 もう一べん重ねて結論  
をお聞かせしたいのですが、今回の災害  
によつて失業対策事業を実施いたしま  
した場合は、他日政令が確定した結果、  
この改正法適用の地域から除外をされ  
るというような事態が発生いたしまし  
た場合には、その日までの施行事業に  
対しては、改正法による高率補助適用  
によつて、あるいは本改正法を適用し

たしませんが、既存の高率補助制度  
の適用によつて高率補助と同様の結果  
を関係都道府県市町村に供与するとい  
うことで、政令制定が出来ることに  
よつて何らのめいわくを与えないとい  
うように了解していいかどうか。

○政府委員(百田正弘君) その点は誤  
解のないように申し上げますが、失業  
対策事業を実施するという場合に、新  
たに実施する場合におきましては計画  
を立てまして、労働省の方に言つて参  
ることになります。そのワクがどのく  
らいになるかというようなことで、そ  
れで実施を決定すると、こういうこと  
になるわけでございます。従ひまして  
災害のためにこういう失業対策事業を  
実施しなければならなかったという町  
村等につきましては、労働省におきま  
しては、はつきりその規模その他につ  
いてはわかつております。これを全然  
連絡しなかつた。おやりになつたあと  
で失対事業にしてくれ、これは無理で  
ございまして、失対事業として  
はこれはできるわけでございます。従  
ひまして、われわれは新たに今度の場  
合に災害のために失対事業を起こさな  
ければならぬといつたような所につ  
きましては、これを高率補助で見えい  
くようにしていきたいということ、現  
在基準を作りつつあるわけございま  
すが、いろいろな関係であるいはそ  
ういふものがはずれるといふ場合も考  
えられるかもしれません。それは政令が  
出まないので、その点今から確かに入  
るといふことは申し上げかねますけ  
れども、今お話のようなそういうこと  
があり得るかもしれない。その場合には  
一般の失対事業の実施の場合の高率補  
助の基準と同じようなものを適用

してやつていけます。こういうことを  
申し上げます。

○森八三三君 そうしますと、結局改  
正法の適用によつて措置されるように  
十分考慮をする。もし不幸にして政令  
がおくれるためにその措置も不可能と  
いう事態が発生した都道府県市町村に  
関しましては、既存の規定、法律に基  
きまして、結果的には同様の措置をす  
るといふように了解していいかどうか。  
ただ希望的にそういうつもりであ  
ることか、そういう見込みであるとい  
うことだけでは、やつてしまつたあとで  
困るという事態も発生するので、くど  
いようですが、さらに明確に一つお答  
えをお願いします。

○政府委員(百田正弘君) これは具体  
的な事例がわかりませんが、きわめてそ  
の点は簡単になると思ひます。あります  
が、私はこういう方法があり得ると申  
し上げておるわけでありまして。従つて  
一定の基準に該当するかどうか、一般  
の現在やっております高率補助の適用  
の基準に該当するかどうかというこ  
と、もう一つのその規模なり財政の  
状態等によつて判断しなければならぬ  
ことになるわけでございます。

○森八三三君 どうも私不勉強である  
せいか、よく了解いたしかねますが、  
しろうとにわかりやすいように一つ御  
説明をお願いしたい。それは計画を立てて  
労働省と打ち合わせ、実施をするので  
しょう。その計画を承認なさつた限り  
においては、他日政令制定の結果、地  
域がはずれるようなことになつてもそ  
の部分には救済をするということでは解  
していいですか。

○政府委員(百田正弘君) 現在われわ  
れのところにもうすでに連絡のあつた

地区がございます。すでにこれはござ  
います。そういう地区については、こ  
れが今回の適用区域になるような工合  
に現在努力をいたしておるわけござ  
います。

それから第二の問題といたしまし  
て、政令の指定が今できておりません  
ので、これが全部そこに、今必ず入る  
というところは断言できない問題  
です。そこでその次の問題といたしま  
して、これはまあ補助、一般的原則  
にかえるわけでございますけれども、  
一般的原則といたしまして、その地  
方公共団体におきまして、その標準財  
政収入からみまして、失対事業が一定  
率以上のものであるという場合には、  
現在高率補助制度というものを持つて  
おります。第二段階としてはそういう  
もので救い得るようにはいたしてい  
たい。ただその財政の内容が具体的に  
業の規模という点で具体的な  
りませんと、これは必ず入る入らない  
というところは、現在ここで言ひ切れ  
ない。制度としてはそういうものがあ  
る、こういうことを申し上げたのであ  
ります。

○森八三三君 ただいままでの質疑を  
通しまして大体わかりましたが、そこ  
で大臣にお伺いしたいのですが、す  
でに数カ月を経過しておる災害に対しま  
してすら、なおかつ政令がきまつてお  
らぬという事態は、これは関係の地方  
公共団体としては非常に迷惑だと思  
うのです。他日政令がきまつた結果、い  
ろいろの措置を講じていただく、親切  
に扱っていただくまでも、なおかつ  
不測の損害といつては言い過ぎかもし  
れませんが、困窮しておる財政に非常  
に悪影響を及ぼすというような地域が

発生いたしました場合には、これは政  
令がおくれているという政府の、極端  
な言葉でもって表現いたしますれば手  
おくれといひますか怠慢といひます  
か、そういう結果の損害と見てもよろ  
しいと思ひますので、そういう部分に  
ついては何らかの措置によつて救済を  
するといふことははつきりしてやら  
なければ、ほかの事業とは違つて失業対  
策ですから、食うに困つておる人に職  
を与える仕事なんですから、一日延ば  
し二日延ばしというわけにはいかん仕  
事なんではないですか。そういう措置  
をお考えありますか。これは是非  
常にむずかしい質問かもしれませ  
んが、そうしてやらなければこれはおか  
しいと思ひます。

○國務大臣(松野三三君) 失対事業は  
御承知のように市町村と県の負担の問  
題でありますので、市町村と県がはた  
してそれだけの地方財政としての余力  
があるかどうかということが、最終的  
には問題になるかと思ひます。これは  
すべての災害に共通の問題であります  
ので、いすれこれは地方財政計画の跡  
始末と、災害に対する地方財政の計画  
の跡始末ということが問題になるかと  
思ひますが、直ちにそれをどうするこ  
うするといふことは、これはすべての  
地方財政の中でやつていただくこと  
であつて、この失対だけが地方財政に影  
響するわけでもございませぬし、まだ  
たくさん地方財政の大きな影響は災害  
であるんですから、そういうものと一  
緒の問題でなからうか。ただ失対だけ  
が特別だと私は考へておらぬ。やはり  
すべて地方財政の負担というものは、  
道路にしましても農地にしましても、  
すべてに私はあるのではなからうか。

結局それだけのものが地方財政が負担できるかどうかということが最終的には問題になることであって、従ってその地方財政の負担がでない場合には、激甚地という意味で今度の高率の適用をするということ、さしたって今度はそういう申請が来たらどうするのだ、そういう申請が来たら一応失対事業の施行における認可と、それから施行における予算三分の二という現行予算を配付していく。その後においては最終的には地方財政によって激甚地と指定されたときには、さらに五分の四を追加してこれを財政援助をする。最終的にはこれは地方財政の財政援助ということになるんじゃないだろうか。こう考えておきます。

○森八三三君 僕はそこに非常に大きな問題がかもし出されてくると思うのです。というのは地方財政がそういうものを負担し得るかどうかということ、これは物理的な標準によって算定されるのではないですね。それはおのおの認定によってそういう事態が判定されると思うのです。そこでどうしても地方財政の現状においてたえ得るんだというように追い込めていけば、これは追い込め得ると思うのです。弾力性のある地方財政ですから。その結果としてはその市町村は一般の民生が非常に圧迫されるという結果になると思う。極端にいけば、市町村吏員の給与にいたしましても、他町村と並びの給与をしようと思っても、それは財政が困難だからしばらくその町村だけは給与の引き上げをストップすべきであるというような措置が行なわれれば、そこに余裕が出るんですから、そういうことによっても負担力は

あるということになるのです。今お話のようなことが将来には非常に大きな圧迫を市町村の財政に及ぼす。及ぼす結果として市町村の民生、産業の発展に影響を及ぼすという結果が生れてくるのです。だから地方財政の負担力負担力とおっしゃいますが、五分の四を補助してもらつても、やりつた仕事、そのようにしてもらえぬという結果として、その市町村民は非常に迷惑をこうむるという結果になることは、過去にも幾多の例があるのです。そういう点を十分一つ考慮して

もらわなければならぬと思うのです。私はこの問題はこれ以上質疑をいたしませんが、おそらく明確な御答弁は、政令がきまつておりませんから不可能と思ひます。でございしますので、そういうような迷惑を一生懸命にやっておる地方公共団体に与えませんかという、すみやかに政令を定められるべきではないか、そういう政令の施行を早急に望むわけでありまして。

次に、「大蔵大臣と協議して定める算定基準」というのは、一体どういふものをお考えになっておられるのか、これはしろうとでございしますので、すでにきまつておるものがあるとしても、私が承知をせぬために御質問を申し上げるかと思ひますが、算定基準とは一体どういふものをお考えになっておられるのか。

○政府委員(百田正弘君) これは失対事業費につきましても、労働力費、事務費、資材費、こういうものの単価でございします。

○森八三三君 その単価と申しますのは、大体今日でも御発表願える標準があるのか、あるいはその公共団体の

実施いたしました内容に従ってその都度算定なさるのか、一定基準がございしますか。

○政府委員(百田正弘君) これは現在の失対事業につきましても補助の基本日額がきまつております。大体これが基礎になると、こういうふうにお考え願ひます。

○森八三三君 大体基準になるといふのか、現在きまつておる日額というものをそのまま採用するといふのか、はつきりして下さい。大体とか標準といふのでなしに。

○政府委員(百田正弘君) 大体と申しましたのは、全国的にいろいろ具体的金額が違ひますので、現在のその地区におきまします補助基本日額を基礎としてやる、こういうことになるのであります。

○藤田藤太郎君 私は政令が出れば、範囲というものがわかつてくるから、それまできょうは質問を控えようと思つておつたのです。しかし、だいたいその内容について質疑がありまして、だから私は今の話を聞いています。だいたい今の実態とは違つたような質疑が行われておる。問題は今日の失対事業の中に高額補助があるというものは、地方庁がやろうとしたらその額が与えられるのだというお話があつた。そんなものじゃない。地方の自治体が多過ぎてやろうとしたら、標準収入云々というところでなかなか高額補助のワケが与えられておらないのです。だからそういうことを私は承知しておりますから、その議論はやめなければ、しかし問題は、だから五分の四といふものを一〇〇%に

したらどうかといふことを言つたわけですが、それからもう一つは、地方の自治体が多過ぎてやろうとしても、三分の一という負担をしなければならぬから、地方財源がないからなかなか失業対策事業をやれないという現状にあるのです。だから、今度のような災害が起きたときに、一〇〇%でなくともこの五分の四をやるといふ点を明確にしてあげなければ、地方自治体が失業対策事業を起こそうとしたら起きない、地方財源がないのですから。ですから、私は単に今度の災害は一定区分に行なわれているわけなんです。ですから、ここで二億円というように頭の中でワケをきめて政令をおきめになるようなことのないように、具体的に被害の状況に応じて地方財源が捻出されて、失業対策事業をやつて失業者を救済できるような政令というものを考えていただいて、それが二億円がたとえ三億、四億、五億になつても、実際問題として失業救済をするというものがこの緊急失業対策事業の本旨なんです。だから、それをここで災害に對して特別にワケをきめてやろうといふのですから、そういう意味で一つ政令のワケを実際に当たつてみてやつてもらいたいと思ひます。その上に立つてこゝでまた議論になると思ひますから、至急に政令を一つ出してもらいたい。それからもう一つ、さつきお願いしました五分の四といふことでなしに、地方財源が逼迫しておりますから、一〇〇%を国が負担するという建前での失業対策事業といふものを考えてもらいたい、災害復興の源泉になるわけですから、ぜひそういう工合に考えてもらいたい。

○栗山良夫君 私労働大臣にちよつとお尋ねいたします。実は過日建設大臣がお見えになりましたときに、私はこの集中した災害地へ大工、左官その他の特別技能者を全国的に動員をいたしまして、そうして安定した労賃で浸水地、非浸水地を開かず、また新築、修理とを問わず、一刻も早く各個人の住宅、中小企業の工場等の復興ができるように協力を願ひたい、こういうことを要請をいたしました。これについて建設大臣は大体御異議はなかつたようでありまして、事は労働省の所管に關することであるから、労働省とよく相談をして善処したい、こういう意味の御発言をいたされました。で、問題は、もう十一月中旬になりました、正月前を控えておりますのに、まだ水浸家屋が現にあるばかりでなく、やつとトタンで雨漏りを防いでいるようなものが多いのであります。で、こういうものについて緊急に手当をしなければならぬと思ひますが、労働大臣は建設大臣からかかる御相談を受けられたかどうか、これを承りたいと思ひます。

○國務大臣(松野頼三君) 建設大臣から、あるいは災害対策の本部長から、正確な記憶はございせんが、災害が起きました、しばらくした閣議の席上で、左官、大工が非常に逼迫しているから何とかしろという御希望があつたことは閣議の席上でございします。その後早速各職安を通じて、大工、左官について災害地に行くように、いわゆる広域的な職業の補導をやりまして、本人の希望をだいたひ募つておりま

すけれども、集団的に何十人どこから出たというふうに、集団的にはなかなか大工、左官の希望者が出て参りません。というのは、大工、左官は今日の平常な状態でも、東京でも必ずしも余っておる職種ではないものですから、大体平常においても大工、左官といふのは、その失業者が余っておるような状況でありませんので、希望者がなかなか実に出て参りません。しかし調査をいたしてみますと、縁故的に名古屋の災害地方面に大工、左官の方が行かれたという事実はございますけれども、職安の窓口を通じて集団的にまだ大工、左官の希望者が出て来られないというので、私の方の職安を通じて、そのことは、つい先日にも、災害直後における閣議の席上で建設大臣であったか、災害対策本部長であったか御希望がございましたので、その方向に各職安を通じて今日もやっております。

○栗山良夫君 私建設大臣にお尋ねをして所信をただしたのは十一月の四日——はつきり記憶いたしません、四日か五日です。ですから、そのときの大臣発言が労働省の方へ通じていたという事は、私はこれは不本意といたします。ある程度具体的な意見を述べていただきたいと申し上げておきました。従って、建設大臣あるいは建設省の担当局長に一べんおいでを願って、どうしてそういうことになっておるのか。あるいは労働省の局長が聞きになつておるのかもしれないが、局長間の話し合いが進んでおるのかもしれない。この点非常に緊急な措置をしなければならぬ問題について、そういうマンマンデーンなことでは困る。事態をはつきりしていただくように委員長にお願いをしたいと思います。これは即刻お願いをしたい。

○政府委員(百田正弘君) この問題につきましても、具体的に建設省の局長から云々という事はございせんけれども、そういうことを待たず、われわれの方は直ちにそういう事態が当然起こることが予想されますので、現地の労働部、職業安定課とは連絡をいたしておるわけでございます。そこで、先般も実は登壇につきましてもそういうお話がございました。さうそう東京にも連絡をいたしております。そこで愛知の安定所におきまして具体的な求人内容、それからどのくらいの期間になるか、賃金はどうか、宿舎関係はどうなるのか、その他の条件はどうなるのか、そういうものを具体的に向うの求人の方が安定所の方に連絡をとって、それを取りまとめまして、われわれの方では早急に関係県、特に新潟でありまつか、そういう方面、あゝい、近県に適當なものがあつたれば、そういうところに至急連絡をした。そういう措置は現地の安定機関とは連絡済みでございます。

○栗山良夫君 私は、この問題について建設大臣にお尋ねをいたしましたときに、あわせて資料要求がしてありますが、その資料要求もまだ出ておりません。そのほかたくさん資料要求をしてありますが、資料らしいものはまだ一つも来ておりません。これは委員長の方において各省に早く資料を提出するようにお督促をお願いしたいと思います。委員会の決定として資料要求をするわけでありまして、資料要求の資料も作らないということになりましては、さういふことになる発言をいたし

ましてもちろとも緊急性を伴つておりません。そういうことでは私どもはなほ遺憾でありますから、さういふお願いをいたしたいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) その資料につきましても、ほとんど連日督促をいたしてありますが、私もまだ不十分な点は認めております。各省から出ておりません。さらに嚴重に督促をいたします。

○栗山良夫君 それから、ただいま労働省が災害直後に自発的に、しかも誠意を持ってそういう点について着目せられて、あとう限りの現情勢下における措置をせられようとしたことについては感謝をいたします。その点についてはいささかも言葉を返すものはないわけでありまして。ただ、現地の事情を見ておられますと、にもかかわらず非常に不十分である。しかも例を愛知県なり名古屋市当局にとつて見ますと、理事者側において、労働会側においても私のそういう意見についてだれ一人反対する人はありません。ぜひともそういう工合に願いたいという積極的な意思表示がございました。しかし、技能者の動員体制というものが終戦後ないわけでありまして、従つていただいた行政能力をもつていたしましては、にわか効果を上げることができないような実態にあるわけですね。従つて、いばこいいう緊急事態に対する臨時措置、緊急措置の一つの盲点であらうかと思ふ。その盲点を、今後いかなる災害が起きないともだれも保証できないわけでありまして、から、やはりこいいうときに自衛隊の建設工事に対する動員が現地で非常によりに協力せられるということが必要

さらには具体的なお尋ねを総理にもいたしたいと思つておりますが、それと同じように罹災された各被災者個人々々の力では何ともしようがない、そういう人々について国としてやはり地方の自治体と十分に連絡をとられ、そういう善処をされるということが必要である。この問題は私建設大臣にお尋ねをして善処をお願いしたことでありまして、一体建設大臣は何を考へておるのか、これを緊急に一つこの席上でその経過を報告受けて、それからあと引き続いて労働大臣に私の考へておることを詳しく述べて、さうしてお考へをただし、でき得るならば善処をしていただきたい、こいいう工合に考へるものであります。委員長は一つ建設大臣か、あるいは所管局長をすぐこへお呼びを願ひたい。

それから續けてお尋ねをいたしますが、今度の災害に対するいろいろな法的な措置が、あるいは予算的な措置が提案をせられておまして、一応私も拝見をいたしました。その中で労働省の所管事項の一つでありますところの労働者を中心としたところの融資機関と申しますか、金融機関である労働金庫に対してしかるべき融資の措置をとるということが一つも配慮になつていないやうであります。被災地における労働金庫の労働者の生活を守るために貢献し得る余地といふものはたくさん残されておるのでありますから、従つて労働金庫に対して、農林中金あるいは中小企業の三庫と同じやうに労働金庫に対してこの際は相当思い切つた国の資金の預託をせられて、さうしてその活動が十全に行なわれるやうに協力せられるということが必要

ではないかと私は思ふのであります。これについて御提案がなかつたことは一体どういふことでありますか、また、将来御提案をせられる御用意があるかどうか、その内容について伺いたしたいと思います。

○国務大臣(松野頼三君) 労働金庫は御承知のように、農林の公庫とかあるいは中小の公庫と多少その性質が違ひまして、政府の出資といふものでなしに、また政府の管理でなしに、いわゆる労働者自身の金融機関といふことで政府機関というわけではございません。しかし今回は労働者の問題が災害地におきましては非常に逼迫といふことも想像されます。あるいは金利も安くしろといふ御要望もございまして、預金部の資金を県から労働金庫に融資をいたしております。さしあたり愛知県には五千万円一週間ぐらい前でございますが融資をいたしました。そのほかには三重県にも融資をいたしました。そのほか各府県からまだ全部要求が出ておりませんので、要求が出ましたのは愛知県と三重県、それから和歌山県から少々出まして、あとからは要求は出ておりません。ということでは、労働金庫の大体預金は愛知県が六億数千万円のうち貸出が四億何千万円で、二億圓ぐらひは災害前までは余つております。しかし、恐らく二億圓といふものが余剰金としてあり、このほかに政府から五千万圓出しました。このほかにまだ労働金庫の連合会にも相当な余剰金がありますので、この連合会の金をおそらく流用されるといふ……、総額的にはそんなに逼迫したという報告も来ておりません。その

ほかに政府としてはすでに五千万円愛知県だけには出しました。さしあたり特にこれに逼迫したという要求もありませんし、まあこの五千万円を政府でもすでに一週間前に出しました。ただ、一般公庫と違いましたために、府県を通じて預金部の資金を流すという性質は直ちに政府資金ということではありませんが、政府資金五千万円を労働金庫に融資をいたしました。

○栗山眞夫君 その点は伺いました。私もけっこうだと思ひます。ただ問題は、たゞいま労働金庫は相当な余裕金があるという工合におつしやつたわけでありまして、その通りであります。準備金格的な性格を持っておりまして、一般銀行のように日銀と直結しておるわけでありませんから、従つてやはり経営の安全性のためにこういうことをやつておるのではありません。従つて、余裕金があるからというので、そのことが直ちに労働金庫の資金面が今急に必要ではないのだということには通じないのであります。この点は御了解を願つておきたいと思ひます。

それからさらに、労働者の諸君が自分の家を何とか修理をいたしたいというふうな場合に、いろいろな今度の特別の措置によりまして資金を借り入れることになりましたが、とにかく御承知のように罹災者は非常に多いのでありますから、従つて労働金庫といへども、やはりそういう資金供給の一つの窓口には十分なるわけでありまして、またしなければならぬと思ひます。その場合に、労働金庫が十分に活動をしてない一番問題点は何かと申しますと、金利が高いからであります。

一般銀行でありますから、一般銀行にいきなり政府が利子補給ということはない、一般市中銀行と同じ性格のものでありますから、直接その手当はできません。その手当としては、県に金を回し、県が七厘の利子補給をして本人には一銭八厘、こういう手当を愛知県ではとつておるわけですね。

○栗山眞夫君 年末の金融等につきましても、おそろひ罹災地からは重ねて自治体を経て、あるいは直接労働省に對してか、要請があるかと思ひます。それで、そういうときにも今の御趣旨で一つ善処をお願い申し上げておきます。

それから次にお尋ねをいたしたいのは、今度罹災によりまして、事業場が休業のやむなきに至つた、こういうふうなために労働者が職場を一時失つておるわけでありまして、そういう休業者に対しては、失対事業を起こしてその生活の若干の保障をしよという計画であります。したがって、今までの失対事業には相当なあふれがあるわけでありまして、従つて失対事業のワークをふやしました場合には、当然待機しておるあふれの失業者の諸君が熱心に就労を希望するであらう。しかしわれわれの考へとしては、やはりこれは失業者の適格性の問題ももちろんありますが、この罹災によつて失業した労働者諸君には優先的に就労をせしむべきである、こういう考え方を持っておりますが、労働大臣としてはこの点はいかがお考えですか。

○國務大臣(松野頼三君) 工場、事業場が災害を受けてその職がなく直ちに失対になる、こういうことは非常に不幸な事態でありますので、失対事業にいかないよう、就労者の方が事業場によつて休業状態になつた場合に、今回特に失業保険法の特例を出しまして、失業保険法でその間保険金給付をいたすというところで、直ちに失対といふことにならないように、雇用者がそのまゝ休業状態であるときには、特に失業保険の特例でこれをまかなうという方法をとりまして、なるべく失対という方向にいかないようには私どもは処置するために、今回特に失業保険法の特例というものを提案いたしました。そのほかやはり災害が起こりますと、今回の補正予算が通りましますと、おそろひ公共事業が相当大幅にその地方に起こるだらう、おのずから公共事業における吸収人員といふものも相当な数が私は逆に希望されるのではなからうか、こういうことでありますから、直ちに失対といふことではなしに、公共事業に吸収される方もあろう、その前にはなるべく失対事業にいかなくていいけるように、失業保険法によつてこれを給付する、こういう工合に考えております。

○栗山眞夫君 大体方針はわかりました。そういたしますと、中小企業の中ではおそろひ復興のために若干の期間休業することによつて操業の期待の持てるものと、それから全然操業の見込みのないものと、大分けにすれば二つに分かれるのです。操業の見込みの全然立たない、要するに事業場閉鎖の悲しい運命に陥るような人々について労働省はどういう工合にこれを就労せしめようとしておるかということが一つ。

もう一つは、若干の期間休業することによつて操業の期待の持てる事業場の中で、失業保険の給付期間というものはおのずから定めがあるわけでありまして、その給付期間よりも長期にわたつて休業しなければならぬ、操業はするけれども長期にわたる、そういうような事態が起きましたときに、それらの失業者、休業者に対してどういふ措置をするか、この点が問題であらうと思ひます。その二つについて。

○國務大臣(松野頼三君) 昭和二十八年も同じ措置をとりまして、同じような状況がございましたが、幸ひ昭和二十八八年は休業のままで廃業されたい事業場は幸ひに非常に僅少でございまして、ほとんど統計的には出て参りませんでした。今回は経済の事情によるものが大きな影響であります。名古屋地方は特に日本でも一番大きな中小企業の大産地であり、日本の今日の経済状況から見ても非常に立て直りができないという経済情勢ではございせん。考えますのは、立ち上がるためにいかなる対策を立てるかという、立ち上がるの期間までの資金の融通ということが一番大きなかぎではなからうか。今日通産省も中小企業として非常にすべての融資対策というものを立てておられますので、私の労働省なんかも今回の災害を受けた産業を全部立ち上げるように対策を立ててもらいたし、その方法として、政府としては一連の実は中小企業に対する融資、復興資金というものを決定したわけでありまして、

なお、そのほかにもそういうものがあつたらどうするのだという御質問でございしますが、もしそういうものがし

ばらく待てば開業される、あるいはしばらく待てば復興する、しかし、その間に保険金が切れたというような場合も想定されますので、今回はおそろしく直ちに失効ということではなく、公共事業に暫定的に就労していただければ、おそろしくこれは復興までの対策は立つのじゃないか。公共事業は相当な金額になります。ある地方においてはおそろしく労働者が足りないという声も今日出ておまして、私は、おそろしくそういう方はそうなるだろう。それからその後災害を受けて休業した方について、もし転業しなければならぬ場合には、もちろん優先的に雇用条件などを私どもは扱うつもりでありますが、今日のところは、復興というところに第一の目的を置いておきますので、もしそういう場合には、そういう方法をとらなければならぬ、こう思っております。今日は、おそろしく復興ということを目標にして、全部復興してもらいたいというふうな対策を立てることが第一義でございます。最後に、私の方は、そういうものもありましたならば、職業紹介をして最優先的にそういう方を雇用させる方法を講じたいと思っております。まだそこまで出ておりませんので、みな失業保険でやれると思っております。

ぜい二十人、あるいは五十人、七十人、漸次ふやしていく、そして最後に完全失業の状態になる、被災前の状態に戻る、こういうことになる。その場合に、給付期間がまあ六カ月に完全失業としますと、六カ月以内に完全失業に入ればよい。ところが、一年か操作に入ればよい。一つの事業場の中の相当部分の労働者の諸君は、仕事につけないということになる。そういうときには、失業保険で見ると、おそろしく、あるいは困難かもしれないが、その場合には、やはりただいま大臣のおっしゃった復興資金の融資の面で運転資金としてめんどうを見るとき、おそろしくやはり配分というものが必要になってくる。労働者だけではあるいは総合性を持たないかもしれないが、この点はやはり中小企業庁等とも通産省ともよく横の連絡をとっていただいて、そしてただいまお話のように、公共土木に従事させる、完全に閉鎖して就労できない人、職業安定所を通じて就労の機会を与える。一度に失効事業で落とすような不幸なこととはなるべく避けていく、そういうような方針で買っていたらいいというように、おそろしく切に要望いたしておきます。先ほどの建設省はいかがですか。

○委員長(郡祐一) ただいま建設大臣または担当政府委員を督促しておりますので、間もなく参ると思っておりますが、建設大臣は、御要求のありましたときは、衆議院の予算委員会を答弁をいたしております。途中でございまして、再三再四早く参りますよう要求をいたしております。いかがでございますか。しょう、ただいま理事の諸君とお話し合いをいたしました。御質疑も失業保険の方に入っております部分もあるように伺いますので、百田職安安定局長から、あわせて失業保険特例法案の補足説明を聴取いたしまして、栗山君御要求の大臣または政府委員が参りましたら、先ほどの保留されました質疑に入っていただく、その他の諸君からも失業対策特別措置法案に関する質疑をいただくことにいたしまして、理事諸君と申し合わせました通り、失業保険特例法案の補足説明を聴取することにいたしましたと思っております。

○政府委員(百田正弘君) それでは失業保険の特例法案についての御説明を申し上げます。この特例法案の目的をいたしますところは、先般の提案理由の説明のときにも大臣から御説明申し上げましたように、本年の七、八月までの水害、八、九月までの風水害によって事業場が休止または廃止して、そのために事業者が休業して、その従業員が働けなくなるとして就業の機会が得られないという状態にあるというふうな者につきまして、これは雇用関係はそのままでございますけれども、実態は失業状態にあるということを認めて、これを休業を失業とみなして、現在の失業保険法を適用して、こういふ趣旨でございます。

従いまして、この特例法案におきましては、お手元の資料に逐条説明もつけてございまして、第三条におきましては、通常の失業保険法の場合の離職の場合と違つた手続をとつたわけでございまして、通常の場合作りでございまして、被保険者の資格の喪失届といふものを安定所に届け出てくる、五日以内に届け出てくるということになるのでございまして、この場合におきましては、休業という事実を確認する。そしてその休業の最初の日に於いて従業員が離職したと、こういうふうな手続は、一般の失業保険法上のいろいろな手続は、これには適用しないというのを第三条、第四条において規定いたしておるわけでございまして、第五條は、失業に関する特例をいたしまして、労働者の意思、能力を有するにかかわらず就労することができず、かつ賃金も受けることができない状態にある者、これは失業の定義でございまして、これを失業者と同様に考へる。その時期でございまして、法律には災害の状況を考慮して、地域ごとに三十四年八月三十一日から来年の三月三十一日までの間におきまして、人を政令で指定いたしまして、その期間というものを定めてございまして、これにつきましては、先ほどの失業対策の事業の場合と違ひまして、災害が起つたという問題とは、これは政令指定の意味合いが違つて参るわけでございまして、七月、八月、九月の水害または風水害によってその事実があつて、災害救助法の発動があつたという地域につきまして、こういう事業場が休業した事実があつたという所につきまして政令で指定していく、こういうふうな考へております。これは、現実各地につきまして現在調べておるわけでございまして、従つて、ここに八月三十一日といたしましたのは、七月の分が、大体一番おそいもので八月から九月にかけておきますので、その辺の月を最初

初月と指定いたしました。また愛知県におきまして津島地区のごときは、来年にまた参るといふような状況になっておりますので、三十五年の三月三十一日までと、その間に指定期日を、その地域の状況によりまして、大部分の所が休業状態にあるというふうな所につきまして、地域によって違つたわけでございまして、地域ごとに指定して、こういふふうに考へております。第六條は、待期に関する特例でございまして、これは現行の失業保険法で待期日数の七日というのがございますが、これは短期の失業につきましては、原則として現在の失業保険制度においては、これを補償するといふような制度をとつておらないのでございまして、本特例法におきまして、現行の失業保険法によって実施するといふわけでございまして、短期間一七日の間は失業保険の支給をしないというところになるのでございまして、しかしながら、これを現行法のごとく、安定所に最初の求職の申し込みをした日からというところになりますと、実情に適しないし、今回の場合、この求職の申し込みを要件としない、ということにいたしておりますので、この特例を設けた次第でございまして、同時にまた、失業の認定、あるいは被保険者の資格の取得というところにつきましては、ただいま申し上げたと同様な方法で失業の本法施行後は、休業の確認を得られれば、従来の分については一括して失業保険の支給をする。それからその後におきましては二週間に一ぺん失業状態を確認して支給していく、こういう一週間に一回の支払いというふうなことに

つきましての特例を設けてあるわけでございます。それから、ここまでは前回の場合と同様でございますが、ただ前回、二十八年の特例を設けたとき以後におきまして、昭和三十年におきまして長期の継続雇用者につきましては給付期間を長くするというような措置を講じたわけでございます。五年以上につきましては二百十日、十年以上につきましては二百七十日といったように、長期の雇用者につきましては失業給付期間を長くする。こういうことにいたしましたのが三十年でございますが、今回の措置をとりました場合に、前回、二十八年の場合と同様でありまして、継続雇用者につきましてはその利益が失われるおそれがあるのでございます。それを救済して参りたいというのが九条の規定でございます。非常にやっかいな規定になっておりますが、大綱を申し上げますと、現在の失業保険の給付日数というのは、九カ月以下の場合には九十日でありまして、十カ月以上の場合が百八十日と、こういうことになっております。そこで、第九条におきまして、今回の場合におきましては、これをできるだけ有利に取り扱っていただきたいということでございまして、非常に短期な九カ月以下の雇用者を除きまして、十カ月以上継続雇用者を除きまして、十カ月以上継続雇用者となる人まで被保険者として同一事業主に雇用されておいた者が、今度事業の再開によりまして再び前の事業所に雇用される。そうして十カ月以上被保険者として雇用された。それで、当然新たな失業保険の受給資格も得て、その後離職した場合につきましては、この前の休業前の期間とあとの期間を一定の方式によって通算して

く。従って、その前の期間がかりに三年くらいあった、一カ月くらい休業して、あと二年半くらいしてやめたという場合におきましては、本来ならば百八十日の給付日数になりますけれども、前のものと一定の方式で通算していくことによりまして、これが五年以上ということになりますので、この場合には二百十日を支給していく、こういうことになるわけでございます。そこで、この通算の場合に、第二項といたしまして、その場合には同じ一定の被保険者期間というものをただ通算いたしますと、給付の場合に二回使う、前の休業の場合に一回使い、あとの場合に一回使う。同じものが二回に計算される関係になりますので、今度の休業によって失業保険の支給を受けたい日数十日について一月というものを前の被保険者期間から引いて計算する、こういうことにいたしました次第でございます。三項は、これは第一項によりましてあとの雇用期間、再開してから九カ月以下で離職したという非常に短期の雇用になるわけでございますが、そういう人たちににつきましては、九カ月以下の場合には九十日しかもらえないということになります。通算いたしませんのでそういうことになるわけでございます。ただ、休業まで非常な長い期間同一事業主に雇用されていたというところになる場合は不利になります。従いまして、その場合におきましては、前の受給資格、つまり五年以上その者がそこで休業まで雇用されておいたという場合に、二百十日の給付期間があるわけでございますが、この二百十日の期間から、かりに三十日間今度の休業によって失業保険金をも

らったという場合には、残りの百八十日間を、新しい離職のときに、その百八十日間だけもらえるようにしていきたい。通常ならばもらえない、あるいは九十日間程度しかもらえない場合があるわけでございます。この点の不利を救っていただきたい、できるだけ有利にしていきたいというのが三項の規定でございます。

第十条でございますが、これは通常の場合、現在のような災害がありまして事業所が休業する。外国等の例を見ますと、こういう場合にはレイ・オフというところで、失業保険の適用を受けております。いわゆる一時解雇でありまして、現在の失業保険法におきましては、運用上こうした例がでるわけでありまして、わが国の場合にそれを離職——解雇することによって雇用関係においていろいろ紛争が生じますので、こうした休業というものを失業とみなすという制度を特例としてこれを規定いたしましたわけでございますが、今回の場合に、やはり非常に困るからすぐ失業保険金ももらいたいということ、再雇用条件つきで一時解雇ということでやってほしいという要望もあり、特に愛知、三重、岐阜地区においてそういう要望が強かったわけでありまして、そういう事実があったわけでありまして、それを今度はこれと全然別に見ていくということはいかかかなのであろうかということで、この第十條におきましては、そういう形で一時解雇、これはほんとうの意味の解雇でございまして、解雇されて失業保険の給付をもらう人たちにございまして、この休業の場合と同様な措置をとって、通算その他の措置を休業の場合と

同様に認めるということが非常にごた書いてございまして、十條の内容でございまして、二項につきましては、確認につきましては休業の場合と同様な方法をとる。三項は先ほどの三項と同様な規定でございます。

あとは技術的な規定でございます。審査の請求等につきましては、資格確認処分について不服のある者は、資格得喪確認の処分に対する不服の例としては現行法をそのまま準用していくというところになっておりますが、今回の場合におきまして、この法律が施行になるのは、すでにあるいはこういふ事態が終ったか、あるいはその休業というものがもうすでに済んでしまつておる場合でございますので、この施行前の休業、離職について適用していくこととし、その方法は、一括して確認していくというような措置をとっておるわけでございます。

非常に簡単でございますが、以上をもつてこの大体の内容の御説明を申し上げました。

○委員長(郡祐一君) たいま補足説明を聴取しました失業保険特例法案と、先ほど来御質疑願つております失対事業に関する特別措置法案、両法案についての御質疑をお願いいたしますと思ひます。

なお、栗山君の先ほどの御要求のありました建設省の主管政府委員である鬼丸官房長が出席いたしておりますので、栗山君の御質疑をお願いいたしますと思ひます。

○栗山良夫君 先ほど、私、建設大臣に災害地向けの特長技能者の派遣の問題についてお尋ねをいたしましたところ

ろが、大臣から、所管は労働省であるので、労働大臣とよく打ち合わせをして善処をしたいという御答弁がございましたので、ただいま労働大臣に、建設大臣からさような御相談がありましたかと云つて伺つたところが、ないという話であります。一体どういふことになっておりますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 先般の委員会におきまして建設大臣からお答え申し上げました伊勢湾台風による災害復旧工事に従事する技能者の動員の問題につきまして、あの委員会の直後、私もどもといたしましては、労働省の雇用安定課長に、栗山委員からこういうお話の旨がありまして、建設大臣としてはこういう答えをしておりますが、よろしくお願いするという旨の事務的な連絡をいたしております。なお、その後も労働省の方とは緊密に御連絡を申し上げるべく努力はいたしておりますが……

○栗山良夫君 労働省のごとく連絡をしたのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 労働省の雇用安定課でございます。

○栗山良夫君 そうすると、雇用安定課長というのは、きょう来ておられるのですか。上司の方にはそういう報告はされていないのでございまして……局長はご存じないわけですか。

○政府委員(百田正弘君) 実は、そういうことを含めまして、私が前々から指示しておりますので、本人は当然のことと思つておりますことと存じます。

○栗山良夫君 いや、私は建設大臣に資料を要求してあるのですよ、資料要

求を。そして労働省として自主的に  
もちろんお考えになっておることは労働  
大臣から伺いましたが、それではど  
うも不十分だ、この際、何らかの将来  
の対策として一つの機軸をこの部面  
に開いておく必要があるのではないかと、  
そういうことで発言をしておるの  
でありまして、そういう思いのつきの軽  
い気持ちで発言したのではないのです。  
その点は、建設大臣がいきなり雇用安  
定課長に連絡をとる、そういうことが  
ただ横の連絡上正しいものかどうか、  
そこにまず第一に疑問がありますね。

官房長は、建設大臣の答弁でそういう  
ものがあれば、少なくとも労働省の官  
房長に連絡をとるべきである、あるいは  
は次官にとるべきである。いきなり  
雇用安定課長に連絡をとるというよう  
なことをするから、問題が何らか行政の  
事務的なささいな問題のように取り扱  
われてしまう。そういうところから少し  
問題が残っていると思うのです。

○政府委員(鬼丸勝之) 従来から建  
設省の仕事に關しまして、労働省の失  
業対策その他雇用安定上の問題がいろ  
いろございまして、私もいろいろいたし  
ましては、従来も緊密に労働省事務局  
と連絡して諸般の対策を考究しておる  
わけでございまして、今回の問題も、  
さつそくまずやはり事務局として連  
絡をいたしまして、事務的に検討する  
必要があると考へまして連絡をした  
わけでございまして。これはまあ必ずし  
も労働省の官房長、次官に直接連絡し  
なくても、事務的には取り運ぶもので  
あるし、また、労働省においてもその  
ようにいろいろ考へておられるという  
ことを承知しておるわけでございま  
す。

○栗山良夫君 これは雇用安定の問題  
ではないのですよ、たまたま雇用安定  
課長の所管がもしもせんが、それ  
で、私がお尋ねした意思について、官  
房長のお話で十二分に労働省に意思が  
通じて、そして労働省はしかるべく  
善処をしておるであらう、こういう御  
答弁でありますから、しからば労働  
省にお尋ねいたします。私が建設大臣  
に私の意見を述べて善処をいたした内  
容は御承知かどうか、これを伺いま  
す。

○政府委員(百田正弘君) この問題に  
つきましては、私、先般も栗山先生か  
らここで伺っておりましたので、その  
内容につきましては、これが単なる思  
いつきとか何とかのじやなくて、  
当然、大工、左官、特に建設関係が不  
足するということで、組織的に申し  
ますか、そういうことで至急何らかの  
手配をしてもらいたい、こういう御趣  
旨のように承知いたしております。こ  
れにつきましては、われわれもそう考  
えておりましたし、全く同感でありま  
す。その点につきまして、現在におき  
まして一つ実施いたしておりますこと  
も、ちよつと実施始めましたかどうか  
で、建築関係の職業訓練所につきま  
しては、支障ない限りこうしたものが  
実習作業として実施可能であるとい  
うならば、これを直ちに一つそういう方  
面の一つの実習材料というところかし  
うございまして、そういうことで教育  
資料にもなり、同時に災害地の復旧に  
役買うだろうというところで、やつた  
らどうかということ、現在そういう  
手配もいたしておるような状況でござ  
います。

○栗山良夫君 それでは、まあそ  
ういふ押し問答をしておつてもしよ  
うが、具体的な今度労働省に  
お尋ねいたします。

私が今非常に現地で困つておる事情  
がある程度までとめてみまするとい  
うと、各家々々においては、ふだんは大工、  
左官等とはとど連絡というものがな  
いわけ、実際問題として、ですか  
ら、もう軒並みに家庭がやられれば、一  
体だれに頼むか、頼む相手に困つちや  
う。水道やガスなら向うに主体があ  
りますから、すぐできますが、完全な町  
の自由職業ですから、これはどこに頼  
んでいいかわからない。頼みに行つた  
ところへはたくさん集めてしまつてし  
まうから、いつ来てくれるかわからな  
い、こういう実態なんです。しかもそ  
ういふ状態であるからこそ、日雇い賃  
金という言葉が適切かどうか知りませ  
んが、日当ですか、これも非常にばら  
ばらになつてしまふ。そしてつり上  
げられる。材料の手配にしても材料の  
方は何と手に入るが、さしたたつて  
手問賃の問題、それで、水没しなかつ  
た地域、水没しても排水が完了をし  
て、壁その他の手当を、年末を控えて  
しなければならぬ。現に水没をまだし  
て、おそろく年内には排水が完了  
するでしょうが、そういう所は何とか  
しなければならぬ。そういう所が軒  
並みにあるわけですから、そこで技能  
者を何とかして計画的に災害地に集め  
て、そして非常に困難なことであり  
ますが、同時に多数の要望に早く応え  
るようになる、そういうことが行政的  
に必要ではないかということを私は考  
えておる。そこで、そういうことには

事実実施をどうしてやるかということ  
になりますと、これは非常に困難な問  
題で、なかなかできない。たとえば電  
気会社が災害を受けたというので、東  
京なり関西なり、ある程度支配統制の  
きく労働者を大量に動員して、これを  
復旧させるとか、あるいは堤防のため  
に自衛隊を動員するとか、そういうよ  
うな格好にいかないわけ、そこで、  
これをやるたゞ一つの方法は、労働  
省が中心になられて、災害地の自治  
体とよく相談をせられて、そして全国  
の、災害を受けた地域から何名  
かずの特殊技能者を被災地に派遣す  
るよ、に、そういうめんどろを見てほ  
しい。それから被災地の方では宿舎そ  
の他の用意をする。また受付の窓口を  
一つ作る。こうして最も効率的な作業  
のできるような計画を立てる。派遣地  
と、それから技能者のおられる所との  
往復の旅費の負担をどうするか、そ  
ういふようなことを、ある程度計画的  
に、迅速にやらなければいけない。そ  
ういふことを私は労働省にぜひやつて  
もらいたいという意思を持つてゐるの  
です。ところが、いつまでたつてもそ  
ういふ動きがなかなか出てこない。で  
すから、けさから私はやかましく言つ  
てゐるのです。そういう御意思がある  
かどうか。

それからもう一つのやり方として  
は、日本には二十ぐらゐの大土建会社  
があるのです。この大土建会社は全国  
的な組織を持つております。土建会社  
が動かし得る大工、左官等の技能者は  
相当の数おられるわけでありまして。  
これはもちろん全国的な、たくさんの方  
の仕事をしておるでありまして、  
そういう人の影響力で被災地に人を集

めて、そして県なり、市なりと話し  
合ひをつけた一定の賃金でもって仕事  
をやる。そういうような態勢を、火急  
の場合には、やれないわけではない。  
やろうと思へば全然方法がないわけ  
ではありません。それをやつてもいい  
と言ふにもかかわらず、現に建設省  
は、今お聞きのとおり、それから労働  
省の方も気づいてはおるというものな  
かなか動き出しておらない。そこで、  
私はこの問題を、労働大臣のおられる  
ところで、どうされるかを承つておき  
たい。特にこの問題は今回限りの問題  
ではなくて、こういう問題が、不幸で  
ありますけれども、もし将来他の地区  
で起きた場合にも、直ちにそういう態  
勢で私は臨むべきじゃないか。一つの考  
え方として一べんやつてみる必要があ  
る。今度完全にいかなくても、一部で  
もやつてみてほしい。そういうことを  
考えてゐるのです。

○政府委員(百田正弘君) 実は一  
つのあれといたしまして、さしたる訓練  
所の訓練生の実習という形のもので、  
現在、岡崎の訓練所から三十人ばかり  
名古屋に行つておるわけでありま  
す。そこで、今お話のようなことにつ  
きまして、たとえば、一番大事なことは、  
需要される方は、今お話のように個人  
の家もあれば、いろいろあるのでござ  
います。従ひまして、これを個々の  
求人への受付をして、そして紹介、連  
絡をしてやる。これは実際問題として  
非常に困難である。一番の問題は、現  
地における受け入れの態勢をどうい  
うふうにするか、ほかの地区から来る技  
能者との労働関係をどう持つていく  
か、労働条件をどう定めるかというよ  
うなこと、それもやはり強制というわ

けには参りませんけれども、その点にはつきりしておりません。先般もその事例を一つ存じ上げておるわけでありまして、賃金がほしい。ところが、どのくらいの間で、どのくらいの賃金で、いついかなるときまでそこにおられなければならないのかということもわからぬというような不安な状態では、なかなかこの問題は解決しない。

その点の組織化は必要である、といつても、動員するわけにも参りませんが、そうした形になれば、ある程度はことは可能ではないか。この点を実は先ほどお話しございましたように、雇用安定課長に現在計画を立てさせておるわけでございますが、労働省としてはそういう気持を持っておるといふことを申し上げておきます。

○藤田藤太郎君 この法律で、休業という範囲についても少し詳しく御説明をお願いしたい。どういふ状態とどういふ状態……。この支給の範囲について、もう少し詳しく御説明願いたい。

○政府委員(百田正弘君) この法律で休業と申しますのは、災害によりまして事業所の一部または全部が休止した、または廃止したということによって、労働者が働き得ない状態ということとございまして、災害に基因して、こういうこととなります。

○藤田藤太郎君 その一つの例としてあげますと、災害によって事業が休止、廃止した場合に休業ということでは保険の対象にされる、これは一つの問題だと思ふのであります。それからもう一つが、たとえば事業が行われておつても、働く意思があつても、通勤のできないという人がある、こういう人は通勤ができなければ働く意思があつても働けないから賃金が入らない、収入がないということになるわけですが、こういう場合はどう見ておられますか。

○政府委員(百田正弘君) これは私が先ほど補足説明で申し上げましたように、事業所が休業した、災害のために休業をした、事業所が休止された場合におきましては、労働者は働く場所を失うわけでございます。通常の場合におきまして、外国の事例を引くのはどうかと思いますが、そういう場合にはいかなるレイ・オフということでは、それは一時解雇というより性質のものになるわけでございます。しかしながらその場合に、先ほど申し上げましたように、わが国の場合に解雇という形をとるのは、あとが不安定だといふようないろいろな問題もございまして、現実の状態としては、その働く場所がなくなつておる、これは失業と全く同一の状況でございますので、それを解雇という形をとらないでも、失業と同じものにして扱うのが適切ではないかというのがこの法律の趣旨でございます。従いまして、今お話しになりました交通機関の途絶等によるために行けないというものは、非常にこれはお気の毒な事例でございます。特に今回の場合、相当長い交通途絶等もあつたようでございますが、しかしながらこの場合におきましては、事業所は存在し、かつまた仕事はなくなつたわけじゃございませんので、われわれとしては、こういう場合には事業所は災害を受けておられぬのでございまして、そういう場合には、むしろその救済というものは事業所に期待していいのではないか、こういうふうに考えておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 事業所が全然被害を受けなかった場合、それでその会社が、天災で通勤ができないから補償する、こういう場合は、私はいいと思うのですが、しかし、事業所自身も災害を受けて、何とかまあ再開をした、被害を受けたが再開をする、それでも通勤ができないということだったら、これは全然その会社の能力でその従業員を補償することができないということになつてくると、非常にそこに働いておる人はお気の毒だと思ふのです。が、そういう場合に、やはり認定をして補償してあげるとか何とかしないかと思ふのです。それからまた、たとえば事業所があつて、災害で部落または町内、こういうことで労働者仕とか復興、跡始末とか、そういうことで、それに出なければつき合ひができませんとか、生活ができないという環境の人があつて、こういう場合も一つの例として取り上げられるのですけれども、こういういろいろな点が私はあると思ふのです。単に会社が休業したとか廃止したとかいうことだけではなしに――これはそういうところへお出しになるというのですからいいのですけれども、そのほかに、私が申し上げましたような通勤の問題、それからある一定の期間この地元部落や町の復旧のためにどうしても出なければいけぬという人も、これは働けないから賃金がもらえない、こういうお気の毒な人が、愛知や三重のあの水没地帯には、そういう地帯がたくさんあるのじゃないか、

こういう場合にはどういふ考慮をお払いになるか。

○政府委員(百田正弘君) 今、藤田先生からお話があったように、私は今度の災害の場合、いろいろなお気の毒な事例があるかと存じます。従つて、それらの人々に何らかの措置を講ずる必要があるかもしれないが、現在の状況で、それらを全部それでは失業保険でかぶせてやっていくかということには、私は問題があるかと思ふ。やはり失業保険につきましては、失業保険のベースにのせて、そしてその間の休業というものを、事実上失業であるから、労働する意思があり能力があるが、働らく場所を失ひ、働らけないということでありまして、これを失業と見なすこと、今おっしゃつたようなことまで広げていくということになります。失業者の上のつていくということとは、少しあるいは無理じゃないかといふふうに私は考えております。

○藤田藤太郎君 そこで、少し議論になるのですけれども、失業保険というのは、やはり労働者、使用者、政府が三分の一ずつ出している財源なんです。だから、今お困りになつていらっしゃる方々に対して、その失業保険の財源がある、財源があるという言い方はなんですか、それを一時適用しようというのなら、本来言へば、建前としては来年度の予算で一般会計からこの支出分は補うという建前でなくてはいい。で、罹災者を救済するといふ建前にこの方面からやるとすれば、そういう建前がとられなければならぬと思ふのです。だからそういう罹災者を救済するといふ建前からいけば、単に

休業、廃止ということだけでなしに、通勤のできない、または今言いました非常に少しの例でございまして、それから救済するといふ概念を含めて、次年度の一般会計予算で補ひ、補給するということにいかねばいかぬ、そういう建前なら救済ができると思ふ。そういう考えはどうですか。

○政府委員(百田正弘君) 失業保険制度は、御承知の通り三者の拠出の上に立つておりまして、常時その上に立ちましての保険経済が組み立てられ、その上のいろいろな原則があるわけでございます。失業保険が現在剰余金があるからといふことで、ここまで原則をはずしてまで失業保険で金があるから救済をしていくということには、私は別個の問題じゃないかと考えております。

○藤田藤太郎君 問題は、私は議論としては、今三分の一ずつ出している基金が六百億も失業保険の積み立てができた。今まで政府がおやりになつてきたから、今度は政府の拠出を四分の一にしよ、そういう考え方に流れてきたと思ふのです。基金が、余裕財源が保険経済の上からできた、それだけやはり失業保険の支給期間の延長であるとか、内容の改善ということにその基金がつかひ込まれるべき性質のものである。それを政府が三分の一のやつを四分の一に減らそうというよりな考え方、今度六百億の中からお使いになる。緊急の事態ですから私もそれをあえて反対はいたしません。それでやむを得ないと思ふ。しかし、もしも基金がなければどうなるか。積立金が、保険経済のほかに一般失業の財源



でなければ、非常に気の毒な人がたくさん出ておる。

もう一つ、先ほど栗山委員からお話がありました、そのときに労働金庫の問題がございました。一体労働金庫というのは、今の何と言ったって年末融資に、低利、長期の年末融資のようないい金、相当な預託を労働金庫におやりになるというのならこれは別です。だけれども、労働金庫にはなるほど預金は余っております、余っておりますけれども、労働金庫の利子は高い。それじゃなかなか借りられない。そういう者に対して、あるいは一定の失業保険にも入らない人もございまして、五人以下の所とか失業保険に入っていないような非常に困った方のために、私は労働金庫に相当な金を預託して、それを困った労働者や一般住民に貸すという処置が、さつそくと先ほどお聞きしたら、五千万円を愛知に出したというお話がありましたけれども、どういふ金か、内容についてはよくわかりません。そういう処置が、やはり困っている零細企業がつぶれて、そこで働いていた方にはそういう大胆な処置が講じられなければ、全部が救われるということにはならないと、私はそう思うのです。だからこの保険については、まだあと議論があると思ひますけれども、このところは、私はやはり通動ができないような人については、もう一度考え直すという事でなければ、途絶のために通動ができないで困っている人、片方では、会社が、あたたかいといいますが、支払いをしない、何とか見てやらないという行政は積極的にやっ

もらうと同時に、それからはずれた方については、やはり考え直すということでは、私は私は困ると思ふ。この法律一本で、それで二カ月とか二カ月半の間は公共事業といったところで、簡単にあるものではないですね。府県にはワケがあつて、失業、登録、適格云々というふうなことから始まっていけば、相当な問題がたくさんあるのではないかと。そういう問題、そういうことについて一つ考えてもらわなければならぬ、こう思ふのです。

それからもう一つは、今の失業保険の経済、それから失業保険のベースの中からこういう処置をとるのだから、待期の問題に触れられない——待定期間七日間ですか、六日間ですかにも触れられないということがあつたわけですね。地元その日の生活に困つてい

人から見れば、失業保険という法律そのものはあつても……特別に災害地域の労働者に対してこの失業保険の財源を捻出しようというのだから、やはりこの際大胆に、特例として待定期間をくずす、こういう考え方に立つべきじゃないか、また、そうしてもらいたいという非常に強い要請があるわけですね。この点についてはどうですか。

○国務大臣(松野頼三君) 失業保険は、御承知のように相当長期的な雇用者に対する長期的な安定ということが焦点になつております。失業保険の対象は、六カ月以上の勤続ということがまず第一条件であり、その上で将来九カ月までその保険金を給付するといふ、ある程度雇用の方も失業の方も安定した長期をねらつておりますので、一週間というものは考えてみれば、一方的に言えば長いかもしれないし、一

方的には短いかもしれませんけれども、やはり一週間程度の待期日数がどうしても困るのだというよりも、これは災害の問題でありますから、長期的な方に重点を置くべきだ。日雇いにおきましては四日間という待期日数がやはりあるわけでございます。一日休んだから直ちに失業保険、翌日はまた働くとしようなどなことでなしに、やはりある程度の将来の長い意味の給付といふことを考えますと、一カ月のうちに一週間ということでございますから、私は必ずしも——長いといへば長いかもしれませんが、短いといへば短いかもしれませんが、そういうものがこの失業保険の立法の趣旨じゃないかと。それを生かす、現行法の上において今回の災害について特例を設けるといふことで、基本的に考えれば、やはりその趣旨は私はずさなくとも今回やれるのではないかと、こう考えております。

○大倉精一君 閣下して。今の藤田君の質問に対する答弁の中で、どうも私は大臣少し錯覚を起してゐるのではないかと。この趣旨が、その点についてお尋ねしたいと思ふのですけれども、通動不能の者に対しては、事業者があなたに気が持たずしてやるべきである、こういう御答弁があり、それに漏れた者に対しては公共事業等によって吸収することを考え、こういう御答弁があつた。ところがこの人々は、私も現地へ行つてみますと、長い間相当の深さのある水の中につかっている人であつて、通勤が不能なんです。そういう人々を公共事業に吸収するといつても、現場へどうやって行くのか。そういうこと、

公共事業の現場まで行くことができれば、事業場へ行くわけなんです。行けないから藤田君が非常に心配をして、そういう、事業者にしても支払いの意思がないという漏れた者に対しては、何らかの方法によってやはり考えるべきではないか、こういうことを言つておられるわけなんです。大臣が、そういう人は公共事業に行くのだと言つてみたところで行けないのだから、交通不能なのだから、そういう点に対して少し錯覚があらくなるように思ひますので、私からも質問をしておきたいと思ひます。

○国務大臣(松野頼三君) まあ災害でいろいろな場面も想定されましようが、第一義的には、やはり事業者が被害を受けなかつたといふことは、ある程度支払い能力が——過去において雇用されておるのですから、支払い能力はある、従つて、当然そういう方には支払つていただく、こういう趣旨が第一義であつて、いきなり私わなくていいのだという法文をたてにとるには、あまり今回の災害は冷嘲じやなからうかといふことで、そういう行政指導は、私どもの職安及び基準局を通じてやりたいというのが第一義的でしょう。どうしてもおれは、やだと

言つて頑強に拒否される方があつたらば、それは雇用という関係はある程度薄らいで参りますので、それでは離職されるのか、こういうことになる。離職されるならば、公共事業で吸収する以外にないのじやなからうかといふ前提で、使用者が支払い能力があるのですから、あるというのには、被害を受けなかつたという意味でありますから、使用者が被害を受けなかつたのであり

ますから、放任ができない。お前は日当もやらぬぞ、こう言うのはあまり過酷じやなからうか。こういう行政指導を私たちはやつて参りたい。まあ基準法とかいふ法律をたてにすれば、雇用者が来なければならぬといふこととはあると思ひますけれども、今回、すべて国中がこの災害に対して義援金をつのり、すべての国民が一生懸命やつてゐるときに、工場が被害を受けなかつたからといって、おれは払わないのだと言ふのでは、あまり雇用者、使用者という労働一体の空気がからいつてもひどいじゃないか、そういう行政指導を私はやりたくない、こういうことでありまして、特別に私は公共事業を強く言つたわけじゃないませ

ん。なるだけそういう者が出ないようになつて、公平にやりたいという意味であります。どうぞその辺は、多少言葉が足りませんでしたが、つけ加えさせていただきます。

○藤田藤太郎君 私は、きょうは法案説明に対する認識を深めるための質問ですから、いづれあらためてやりまされども、私はここで少し明確にしておきたいのですけれども、今の、使用者が払わないでどうにもならなかつた場合、公共事業云々といふのは、今、大倉委員からもお話がありましたように、非常に困難な問題でございするから、これは積極的に雇用者にやる。漏れた方は、もう時間が相当過ぎておりますけれども、何らかの対策を講ずる。これは今のような話ですと、最後の段階の問題があいまいになつてゐる。二回も答弁を承つておるが、あいまいなんです。問題は、だからその保険経済の中、保険の法の趣旨という

ものの中からいけば無理ができるというのだから、やはりこのような問題は、出したものは次年度一般会計から繰り入れる、こういう精神でいくならば無理ができてこないから、今のような問題は、私は、災害者を救済するという建前から処理できる。だから、そういう保険経済、保険に對して逃げ場を作らない、災害者を救済するという建前の筋を一本貫いてもらって、そしてそういうところで大胆にいけるといふなら、保険経済の中でそれで処理をしていくということ、われわれが理解できるならそれでいいですけれども、保険経済がたてになって処理ができないというなら、やはりあらゆる面における災害であるから、国の一般会計から繰り入れる。三者で出している金から出すのだから、それに無理があれば、一般会計から補てんをして、単に休止、廃止という問題ばかりじゃなしに、通勤の不能であるとか、または現地在、行きたくてもどうしても一週間とか二十日とか、地域の相互扶助的な従業員関係でどうにもいかないというふうな、どうしてもどうにもならぬというふうな場合の処理であるとか、そういう問題をやはり考えてもらうために、そういう筋を、一つ大原則の問題を考え直していただけないかということをお願いしておきます。

○小平芳平君 先ほど御説明があったか、あるいはなかったか、ちよつと聞き漏らしたかもしれないのですけれども、社会保障制度審議会からの答申がこの資料に載っておりまふすけれども、それは、全般的な災害対策の一環として考えるべきことであつて、失業保険をこのように拡張援用すること

は非常におかしいという趣旨の答申があるのですが、これに對するお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、その費用は何かの形で補てんするよう検討されたいとなつておりますが、これは検討されていらつしやるかどうかということ。それから、特にその次の、日雇い労働者及び五人未満の零細事業所の労働者、これが漏れるように思ひますが、この救済の方法が立つてゐるかどうか。以上です。

○政府委員(百田正弘君) 社会保障制度審議会の答申といたしましては、今ちよつと藤田先生からお話しのような御議論があつたわけでございますが、失業保険をこれに使うのは適当じゃない、むしろ一般会計でこういうものを支出すべきではないかと、こういう御意見であります。従つて、今これ自体については反對ではないけれども、これでやるならば、一般会計から、あとで使つた分については繰り入れるように、こういう御答申の趣旨だと私たちが承知しております。そこで、そういういたしますと、一つの所得の消失に對しまして、何らかの災害に對して一般的なそうした制度を新しくここで作り出すということになるわけでございますが、これは、まあわれわれの方といたしましては、前回の二十八年度の災害の例に従ひまして今回の処置をとつたわけでございますので、この点につきましては、失業保険の特例としても、失業保険の根本原則を乱すものでもないと思ひます。これを一般会計から補てんしたりする必要はないのではなからうかと、こ

うふうに考へておるわけでございます。

第二点の、日雇い労働者の問題につきましては、特に労働省といたしましては、特別失對事業の方でございまして、災害によつて安定所に出て來て働くということが困難であるというふうな実態でございしたので、これに對しましては、直ちに、実は愛知、三重、岐阜の三県につきまして早急に特別措置をとることになつたとして、その間、十月四日まで出頭することのできなかつた日数分の賃金相当額を補償するという形で、これをその後の出頭した場合における賃金に増給をするという形で実は措置いたしましたわけでございます。それによりまして、三県におきまして合計一万三千七百円、四百二十万程度の特別の賃金増給措置をいたしましたよう次第でございます。

○小平芳平君 一般会計で補てんする必要があるというのは、額が少いからというわけですか。

○政府委員(百田正弘君) そういう意味合いじゃございせんので、これを特別会計に補てんするということになるりますと、これは失業保険の会計を利用してそうした新しい制度を作つたことになる。失業保険でやるのはどうも適當でないのじゃないかというお考えが基礎に立つてゐるわけでございますが、われわれがここに提案いたしましたこととございましては、外国の例等にもございするうちに、一つの例でございするもので、これを失業とみなして失業保険金を支給していくというところは、これは、この場合でも、全部再雇用条件の中の一時期解雇ということに処置してまいりますれば、九条、十条の

特例だけがあらばいいわけでございますので、ただ、この場合に解雇という措置をとることが、わが国の雇用、労働関係の現状から見て、わざわざそうしたことをとらせるのは不當だということからして、休業というものは、現実に働く職場がないということでございますので、本来ならば、外国等の場合には、あるいは解雇という措置に出るかもしれないが、そうした事態と同じでございするもので、失業保険法のこの範囲でございすれば、失業保険法で持つていく。従ひまして、失業保険の特別会計で措置していつてしかるべきものであつて、むしろ一般会計から三分の一の負担はいたすわけでございますけれども、それ以上に特に負担する必要はないんじゃないか、こ

うふうに考へております。

○小平芳平君 そうすると、日雇い労働者の方はそういうふうになつていて、五人未満の零細事業所は……

○政府委員(百田正弘君) 五人未満の零細事業所につきましては、これは現在五人未満の適用促進措置を講じておるのでございしますが、五人未満につきまして、全部が全部は強制適用にはなつておらぬわけでありまして、これには失業保険を適用していくのは困難である、こ

うふうに存じております。

○政府委員(百田正弘君) これは、七月、八月、九月の風水害によつて、こ

ういう事実があつた所につきましてきめるわけでございます。従ひまして、現在地方に照会いたしておりますが、具体的にそういう事実があれば、これは適用してまいります。現在わかつておりますのは、新潟、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、京都、兵庫、奈良、和歌山、山口、福岡、これ大体十五万人くらいになると思ひますが、これよりあるいはもう少しよいになるかもしれません。落ちがあつちやいかぬと思つて、現在措置してあります。

○小酒井義男君 いわゆる問題になる例の地域指定が、ほかの災害等でも問題になつておりますね。ああいうものとは別に考へてやる、こ

ういうことでございすね。

○政府委員(百田正弘君) 全然別になります。ほかの指定地域の問題の、その地方団体の財政状況とかは、これはございせん。全然別個でございす。

○委員長(郷祐一君) 労働省関係二法案につきましては、なお質疑があるようでありまして、それは後日に譲ることといたします。

○委員長(郷祐一君) なお、この際、予備審査で付託になりました衆議院議員提出の被災者援護に関する特別措置法案について、提案者から説明を聴取いたします。

○衆議院議員(伊藤よし子君) 私は、発議者を代表して、日本社会党提出の昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害

を受けた者の援護に関する特別措置法案に關しまして、提案の理由及び内容のおもな点を御説明申し上げるものであります。

言うまでもなく、去る九月に東海地方を襲った第十五号台風の被害は戦後最大のものであり、あらためて台風による災害の常襲地帯であるわが国の実情というものを考えさせられたわけでありました。家、田畑など財産を流され、親兄弟、夫や妻に死なれてしまったに生活に立ち上ることができず、日々を辛うじて過している人々は、今日なお多きを数えております。政府の出された資料を見ましても、七号、十四号、十五号の三つの台風によって受けた被害状況は、罹災世帯は実に四十万世帯をこえ、家屋の全壊、半壊、流失は十五万棟、床上および床下浸水に至っては、六十三万棟にも達しておるのであります。

こうした気の毒な人々に対しましては、災害救助法が発動されて、とりあえずのたき出しとか、被災者が雨露をしのぐ程度のことにはなされております。また、各地の同胞からあたたかい救済物資が送られて、被災者の一部には配給されております。

しかし災害救助法の建前を考えますと、これはもとより非常災害に対しての応急的な救助が目的でありまして、せいぜい、比較的富裕な自治体におきまして最低限度に必要ななべ、かまや当座の衣類が支給されている程度であります。この発動の期間も、十五号台風のよりに特に被害が甚大でかつ長期的な場合を除きましては、二週間なり三週間

程度の短い期間に限られております。現実には災害救助法の適用されておる地域の実情を見ますと、法律に規定する程度のたき出しは被災者、罹災者その他生活必需品の給与とか、医療や生業に必要な資金の給与とか、あるいは災害にかかった住宅の応急処置等は、ほとんど実施されてないようでありまして、確かに医療救護班で負傷程度の手当はしてもありますが、水に長い時間浸つてかぜをひいたとか肺炎を起こしたとかということになれば、近所の医療機関で手当をしてもあらわねばなりません。その費用はもちろん被災者負担であります。床上浸水で水の引いた後の家は壁がくずれ落ちて夜など寒くて寝られせん。そこで家の周辺から板をきれり拾つてきて、ともかくも破れた所に打ちつけ、寒さを防いでいると、もう災害救助法による住宅補償をやつてもええまい。これが実情であります。生業に必要な資金の給与などというものは、ごく一部の例外を除いては、先ずないといつてよろしいのであります。

このように一、二の例を見て参りますと、災害救助法の運用というものが、全くその場しのぎの応急措置にとどまつていることがわかるのであります。これは、法そのものの建前が応急措置を目的とするものでありますから、やむを得ないといへばそれまでであります。なお行政運用上の問題として大いに不備の存するところであり

ます。私も日本社会党として、このうした不備を是正するため、別途に災害救助法の改正を検討しているわけでありますが、ともかく災害救助法が、

あくまで応急措置を目的とするものであり、被災者の立ち上がりのため何らかの措置をとるに得るものでないこと、また、現実にはそのように運用されてないことは明白であります。しかし、被災者が現実にも求められているのは、痛ましい被災の跡から生活の再建に立ち上ることができ、そのための跳躍台であります。すなわち、風水害によって破壊された生活の基盤を、とりあえず最低限度、正常に戻すための必要な資金であります。

災害地におきましては、各種法律の特別措置法が設けられて、特に事業資金の融通については、たとえ被害中小企業に対する資金の融通等に関する特別措置法や農林漁業者等に対する天災融資法などの法的措置がござい

ます。また、住宅につきましても特別ワックによる資金融通が行なわれております。その他、被災に伴う特別措置は数多くあるわけですが、これらの根本である被災者あるいは被災世帯の立ちあがりのための生活資金は、何ら考慮されてないのが現状であります。

災害救助法が、このような意味で生活の再建を援護する任務にたえ得ないことはすでに述べた通りであります。もし、かかる事態を放置するならば、被災によって資産を失ひ、立ち上がる機会を失つた人々の中には、ついに生活保護を受けざるを得ない立場に追い込まれる人も多々発生するであろうことは、火を見るより明らかであります。市町村の窓口では、世帯更生資金などの貸付ワックもあるわけですが、現実にはこれら貸付資金の運

用状況を見ますと、財源そのものが言うに足りないほど乏しい上に、保証人その他の貸付条件がきびしく、事務的にめんどろなため、何かと混雑した被災現地に置きましてはほとんど用をなしてないのが現状であります。罹災証明書を携つて役所に行けば、直ちに必要な資金の貸付なり何なりの措置が迅速にとられる、そういう機動的な行政の体制を、今、被災者は切実に望んでいるわけであり

ます。従いまして、台風の甚大な被害が一般世帯の批判と関心を喚起しております。この際、被災世帯の立ち上りのための生活資金貸付、見舞金の支給、死亡者に対する弔慰金の支給、災害時の負傷、疾病の治療費についての国庫補助等を中心とする生活の援護と、自立更生のための特別措置が、ぜひとも必要であると思ふのであります。

これが本法律案を提案いたすおもな理由であります。次に内容の大綱を御説明申し上げます。

第一に、本法の目的であります。これは右に述べました趣旨に基づきまして、被災者に対し必要な援護を行ない、かつ、新たな生活に再出発できるように、その自立更生に資することを目的とするを、はっきり明記いたしました。

第二に、被災者の範囲であります。これは政令で被災地域を指定いたしました。その地域で風水害の被害を受けたものとした。この中には、本人あるいは当該世帯は直接被災しなくても、たとえば勤務先の会社、工場がつぶれて生活の方途を失つたような場合で、しかも失業保険制度の適

用を受けていない場合を含むこととした。

第三に、生活資金といたしまして十万円をこえない範囲で、市町村が被災世帯及び前に述べましたような間接の被災で生活の方途を失つた世帯に対し、貸付をすることができるよういたしました。この際の貸付金は無利子とし、据置期間を貸付の日から起算して二年といたしまして、償還期間は据置期間を含みまして十二年以内としたのであります。問題は、生活資金の貸付を受ける資格であります。本法の趣旨としましては、被災地の現状にかんがみ、原則として市町村の発行する罹災証明書の有無によって資格を定めることにいたしましたのであります。

第四に、この貸付に要する財源は、当該市町村において地方債を起こしまして、その地方債を国が資金運用部資金または簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもって全額まかなうことにいたしました。

第五に、国は政令で基準を定めまして、地方債の毎年度分の利子に相当する額の利子補給金及び貸付金を貸し付けたことによつて受けた損失の十分の九に相当する額の損失補償金を、当該市町村に交付することにいたしました。

第六に、国は被害地域で風水害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、政令で定める基準に従ひまして、一律に三万円の見舞金を支給することにいたしました。

第七に、国は、風水害によつて死亡したものに對して一万円から三万円までの弔慰金を支給することにいたしました。

した。この際、風水害によって負傷したり疾病にかかったりして、この法律の施行の日から起算して一カ月を経過する日まで死亡したものについても同様の扱いをすることにいたしております。

第八に、風水害によって負傷したり疾病にかかったものが診療、手当、薬剤の支給を受けた場合は、厚生省令で基準を定めまして、患者が現に支払った自己負担分を国が肩がわりすることができるよういたしました。ただし、この医療費支給期間は、本法律施行後六カ月の期間に限定いたしましたのであります。

第九に、見舞金、弔慰金及び医療費につきましては、被災者の最低限度の生活保持と自立更生のための費用でありますから、所得税の課税対象から除外したわけであります。

最後に、生活保護との関係であります。弔慰金につきましては、生活保護における収入認定から除外し、併給できるような行政措置を講ずべきであります。見舞金につきましても、第一条の目的にいう被災者の自立更生に資するための最低限度の費用でありますから、生活保護法の自立助長の趣旨に合致するわけであり、当然併給とすべき性質のものであります。従いまして、これも併給できるよう行政措置を講ずべきであります。

以上で本法律案の大綱の説明を終わりますが、最後に一言だけ申し上げたいことがございます。

それは、たとえいかなるよい法律ができて、その法律を運用する行政機関と行政担当者に本当に被災者の身になって考えるあたたかい心とそれに伴

る予算の裏づけがない限り、せっかくの法律上の条文が空文に終わることがあるということでもあります。現に、私が見れば、例をあげて述べましたように、災害救助法が発動されました。救助の実態を見ますと、法律で明記されている水準から、なおほど遠いのであります。また、生活の援護に関係の深い生活保護法の運用を見ましても、災害など急迫時の適用条件緩和を規定する第四条三項は、現実の運用の面ではいかようにも幅広く解釈できるのであります。かかつて中央から地方にわたる行政担当者の意思と心にあるのであります。

本法律案の提案に当たりまして、特にこの点を御指摘申し上げ、行政府のあたたかい措置と指導をお願い申し上げる次第であります。

何とぞ、十分な御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(郡祐一君) 以上で提案理由の説明を終わります。本案の審議は、これを後日に譲りたいと思います。次回は……

○小酒井義男君 ちよつと速記を……。

○委員長(郡祐一君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。

ただいま聴取いたしました説明につきまして、説明者より申し出の点があるように存じますので、説明者から申し出のありました際には、委員長において若干速記録に訂正を加える点を御了承いただきたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(郡祐一君) 御異議ないものと認め、さように取り計ります。

次回は明十一日午後一時から開会し、文部省関係の法律案について補足説明を聴取し、質疑を行ない、時間の状況によりましては、引き続き厚生省関係の法律案について同様に審議することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十三分散会

昭和三十四年十一月十三日印刷

昭和三十四年十一月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局